

○ 共同受信事業実施主体について

１ 業務内容（運営全般に要する事務）

加入・脱退処理、使用料徴収、維持管理、契約、共架関係事務、借地事務、工事事務、雇用事務（専従雇用）、苦情等緊急対応、決算（総会・議会） など

２ 運営形態案

方法	メリット・課題等
（１）加入者による組合運営	・ 共聴エリアのコンパクト化 ・ 持続可能な組合運営の可否（各組合ごとに管理・徴収等を行う必要あり）
（２）分担運営 （市と加入者で運営）	・ 市が契約事務等の全体的な事務を行う ・ 運営協議会等の設置 ・ 企業公会計の導入が必要か
（３）市の直営 （現状の継続）	・ 使用料の徴収による事務の肥大化または委託による支出の増加 ・ 基金の減少による管理運営費の枯渇 ・ 企業公会計の導入が必要か
（４）業務委託	・ （１）～（３）の間接運営 ・ 委託先の選定と委託料の支出
（５）運営を民間委譲	・ 委託先の選定（CATV 事業者など受け手があれば） ・ 民間運営により使用料は高くなる可能性あり
（６）その他	・ 地域テレビ局の設置や民間手法の活用